

# 入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

平成28年4月13日  
大阪府道路公社理事長 浦田 隆司

## 1 発注の内容

公告番号	大阪府道路公社公告第 1号	
発注年度	平成28年度	
工事名称	堺泉北有料道路 舗装補修工事(H28)	
工事種別	舗装工事	
受注希望工種	舗装 ※『3 入札参加資格』の『受注希望工種』の遵守を参照	
工事場所	堺市西区菱木三丁地内外	
工 期	平成29年3月15日まで	
工事概要	工事延長 2,654.5m 路面切削(1層) 2,590㎡ 表層(1層) 路面切削(2層) 16,330㎡ 橋面防水工 16,330㎡ 基層 16,330㎡ 表層 16,330㎡ 伸縮装置取替工 3.8m	
落札方式	最低制限価格制度	
予定価格及び最低制限価格の公表	事後公表	
支払い条件	前払金	40%(10万円止め)
	部分払	無し
かし担保期間	1年	
建設リサイクル法	対象	

※本入札公告のほか、契約内容等に関する詳細事項は、別途配布する入札説明書等による。

## 2 発注スケジュール等

(1)入札説明書等の配布及び入札参加申込	期間	公告日から平成28年4月26日(火)までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。
	配布書類	① 入札説明書 ② 入札参加申込書作成要領 ③ 入札参加申込書(第1号様式) ④ 配置技術者調書(第2号様式) ⑤ 工事施工実績調書(第3号様式) ⑥ 社会保険に関する誓約書等(様式) ⑦ 共同企業体協定書等1式
	場所	下記「5 担当部署・問合せ先」

(2) 設計図書等の配布	<p>本本件に係る入札手続において、設計図書等は電子ファイルをCD-Rに焼き付けて配布します。(CD-Rは入札参加者にてご用意いただき、入札参加申込時に提出していただきます。)</p> <p>※使用するアプリケーションは、Microsoft Word(DOC形式・DOCX形式)、Microsoft Excel(XLS形式・XLSX形式)及びAdobe Acrobat(PDF形式)です。</p>
(3) 入札日	平成28年 5月31日(火) (紙入札)
(4) その他	入札参加者は、この入札公告のほか、別途配布する「入札説明書」及び「入札心得」の内容を遵守するとともに、契約に必要な条件を熟知のうえ、入札を行って下さい。

※本入札公告のほか、入札手続等に関する詳細事項は、上記2(1)で配布する入札説明書等による。

### 3 入札参加資格

入札参加者は下記項目をすべて満たしていること。

(1) 登録業種	平成28年度大阪府建設工事競争入札参加資格審査結果において、「舗装工事」の資格を有する者。	
(2) 参加可能対象者等	単体	対象外
	経常JV	対象外
	特定JV	A等級+A等級
	組合	対象外
(3) 特定JV	<p>特定JVの結成に当たっては、次の条件をすべて満たすこと。なお、構成員の参加可能等級及び組合せは上記表に示すとおり。</p> <p>(1) 構成員は、単体企業とし、構成員数は2者であること。</p> <p>(2) 代表者は、入札参加資格舗装工事の総合点数が1,160点以上の認定を受けている者で、かつ、その出資比率が50%以上であること。</p> <p>(3) 構成員は、本案件に他のJVの構成員として参加していないこと。</p> <p>(4) 構成員のいずれか1者は、大阪府中小企業振興基本条例(平成22年大阪府条例第57号)第2条の規定に該当する者で、府内業者(建設業法上の主たる営業所の所在地が大阪府内にある者をいう。)であること。</p> <p>(5) 一構成員の出資比率は、30%以上であること。</p> <p>(6) 経営形態は、共同施工方式によるものであること。</p>	
(4) 建設業の許可	すべての構成員は、「舗装工事」について建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者であること。	
(5) 配置技術者	代表者は、「舗装工事」について監理技術者資格者証を有する監理技術者(入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上である者に限る。)を専任で配置できること(代表者以外の構成員は、「舗装工事」について国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。)	
(6) 工事成績点	すべての構成員は、平成27年度中に完成検査を受けた大阪府道路公社又は都市整備部発注工事で、64点以下の工事成績点を取得していない者であること(JVとして受注した工事も含む。)	

(7) 施工実績等	<p>代表者は、以下の要件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 施工実績 平成18年4月1日から入札参加申請期限までに元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす工事(※)の施工実績を有する者であること。 <u>ただし、コリンズ登録を行っている工事については、平成13年4月1日から入札参加申請期限までの間に完成、引渡しが完了しているものも有効とする。</u> ・ 高速自動車国道、都市高速道路及び自動車専用道路の何れかの道路において、1車線以上の交通規制を伴う舗装工事(車道舗装に限る。)</p> <p>(2) 配置技術者 平成18年4月1日から入札参加申請期限までに元請(入札参加者以外の者の元請を含む。)として完成・引渡が完了した次の要件を満たす工事(※)において、監理技術者、主任技術者又は担当技術者(現場代理人を除く。)としての経験を有する配置技術者を置くことができる者であること。 <u>ただし、コリンズ登録を行っている工事については、平成13年4月1日から入札参加申請期限までの間に完成、引渡しが完了しているものも有効とする。</u> ・ 高速自動車国道、都市高速道路及び自動車専用道路の何れかの道路において、1車線以上の交通規制を伴う舗装工事(車道舗装に限る。)</p> <p>(※)国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条第1項各号に規定する法人が発注した工事に限る。また、JVの構成員として施工した工事である場合は、当該JVにおける出資比率が20%以上のものに限る。</p>
(8) 経営事項審査の基準日	<p>すべての構成員は、「舗装工事」について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日が平成26年10月31日以後の日であること。 ただし、入札参加資格確認申請書の提出時点において当該要件を満たさない者については、当該要件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(開札日までの日付のもの)を取得していること。</p>
(9) 社会保険	<p>すべての構成員は公告の日までに、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険(以下「全ての社会保険」という。)に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。</p>
(10) 低入札価格調査における失格判定に関する事項	<p>本入札の公告日を起算日として過去3ヶ月間に、大阪府都市整備部発注工事の一般競争入札に係る低入札価格調査で失格判定(※)を受けていない者であること。 (※)大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱(建設工事版)第8条の2に規定する事前調査の実施による失格判定を含む。ただし、失格基準価格に係る失格判定を除く。</p>

<p>(11) 「受注希望工種」の遵守</p>	<p>本工事の入札に参加できるものは、大阪府電子調達システムにより大阪府都市整備部・環境農林水産部・住宅まちづくり部(タウン推進室)・府民文化部(日本万国博覧会記念公園事務所)(以下「大阪府都市整備部他」という。)に平成28年度の受注希望工種「舗装」の登録があり、平成28年度大阪府道路公社又は大阪府都市整備部発注の入札において、届出工種と異なる希望工種の工事の入札に参加していないこと。これに反する入札は無効とする。</p> <p style="text-align: center;">受注希望工種一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">希望工種名</th> <th style="width: 50%;">工事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木</td> <td>土木一式工事、法面工事、PC橋梁上部工事</td> </tr> <tr> <td>舗 装</td> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>造 園</td> <td>造園工事</td> </tr> <tr> <td>塗 装</td> <td>塗装工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全(構造物)</td> <td>交通安全施設工事(構造物:標識、防音壁)</td> </tr> <tr> <td>交通安全(区画線)</td> <td>交通安全施設工事(区画線)</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>フェンス工事</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物</td> <td>鋼橋上部工事、その他鋼構造物工事</td> </tr> <tr> <td>電 気</td> <td>道路・公園等屋外照明及び先行埋設配管工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁補修・補強</td> <td>橋梁補修工事、橋梁補強工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※希望工種の問い合わせ先:保全管理部次長又は契約担当</p>	希望工種名	工事内容	土 木	土木一式工事、法面工事、PC橋梁上部工事	舗 装	舗装工事	造 園	造園工事	塗 装	塗装工事	交通安全(構造物)	交通安全施設工事(構造物:標識、防音壁)	交通安全(区画線)	交通安全施設工事(区画線)	フェンス	フェンス工事	鋼構造物	鋼橋上部工事、その他鋼構造物工事	電 気	道路・公園等屋外照明及び先行埋設配管工事	橋梁補修・補強	橋梁補修工事、橋梁補強工事
希望工種名	工事内容																						
土 木	土木一式工事、法面工事、PC橋梁上部工事																						
舗 装	舗装工事																						
造 園	造園工事																						
塗 装	塗装工事																						
交通安全(構造物)	交通安全施設工事(構造物:標識、防音壁)																						
交通安全(区画線)	交通安全施設工事(区画線)																						
フェンス	フェンス工事																						
鋼構造物	鋼橋上部工事、その他鋼構造物工事																						
電 気	道路・公園等屋外照明及び先行埋設配管工事																						
橋梁補修・補強	橋梁補修工事、橋梁補強工事																						
<p>(12) 経常JVに関する事項</p>	<p>本工事の入札参加申請に係る特定JVの構成員が他の経常JVに構成員として所属している場合にあつては、平成28年度の大阪府都市整備部発注工事において、その経常JVが入札参加申請を行わず、又は入札に参加していないこと。</p>																						
<p>(13) 一般事項</p>	<p>① 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げる要件とする。</p> <p>ア 前記(1)から(12)の入札参加資格をすべて有している者であること。</p> <p>イ 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <p>ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)でないこと。金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。</p> <p>エ 公告の日までに、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類(以下「業種」という。)のうち、(1)に定める業種について、同法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。</p> <p>オ 建設工事の種類について、(8)に示す審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていること。</p> <p>カ 参加資格確認申請書の提出の日までに、(1)に定める建設工事の種類について発注年度に該当する大阪府建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。</p> <p>キ 入札公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(ア) 大阪府入札参加停止要綱及び大阪府道路公社競争入札等審査要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者</p> <p>(イ) 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者(建設業法第28条第3項又は第5条の規定による営業の停止命令であつて、大</p>																						

	<p>阪府の区域以外の区域又は入札公告に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。)</p> <p>(ウ) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者</p> <p>(エ) 大阪府又は大阪府道路公社との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者(入札公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)</p> <p>② 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 成年被後見人</p> <p>イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者</p> <p>ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>③ オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>④ カ 破産者で復権を得ない者</p> <p>⑤ キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者</p> <p>⑥ 府税に関する徴収金を完納していること。</p> <p>⑦ 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。</p> <p>⑧ 大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請書(添付書類を含む。)又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。</p> <p>⑨ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の許可を受け、及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けている者であること。</p> <p>⑩ 大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の認定を受けていない者及び当該資格の審査を申請していない者であること。</p> <p>⑪ 大阪府建設工事競争入札参加資格の認定後に当該資格の認定を辞退したことがある者でないこと。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注)表中、単体とは単体企業をいい、経常JVとは経常建設共同企業体をいい、特定JVとは特定建設工事共同企業体をいい、組合とは官公需適格組合をいう。

**【重要】**

監理技術者又は主任技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事には、工事現場ごとに専任の者を配置する必要があります。(建設業法第 26 条第 3 項)

この場合、特定建設業又は一般建設業の許可要件である、「経営業務の管理責任者」及び「営業所における専任技術者」の配置は認められません。

【重要な工事とは、契約金額 2,500 万円以上(建築一式工事の場合は、5,000 万円以上)の工事です。】

**4 入札の無効**

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札ならびに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

**5 担当部署・問合せ先**

〒540-0012 大阪府中央区谷町三丁目1番18号 (NS21ビル4階)  
 大阪府道路公社 総務部 経理課  
 電話番号 06-6941-2511